

募集案内

栄区会計年度任用職員（月額職）
保育所保育士（保育担当）を募集します

業務内容	(1) 保育業務 (2) その他保育園運営に必要な業務 (3) 大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）															
身 分	地方公務員法第 22 条の2に定める会計年度任用職員															
応募要件	(1) 保育士の登録を受けていること、又は令和8年3月までに登録される見込みであること（神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。） (2) 地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと ※欠格事由については、会計年度任用職員申込書で確認してください。															
募集人数	・飯島保育園 1 名 ・桂台保育園 2 名															
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大4回）															
勤務場所	・飯島保育園（横浜市栄区飯島町527） ・桂台保育園（横浜市栄区桂台中4-15）															
勤務日	ローテーション制による月～土曜日のうち週5日勤務（週 30 時間勤務）（休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除きます。）															
勤務時間	次の各勤務時間のローテーション（休憩時間（1時間）を含みます。） <table style="margin-left: 100px;"><tr><td>・ 6:50～13:50</td><td>・ 7:00～14:00</td><td>・ 7:20～14:20</td></tr><tr><td>・ 7:30～14:30</td><td>・ 7:45～14:45</td><td>・ 8:00～15:00</td></tr><tr><td>・ 8:30～15:30</td><td>・ 9:00～16:00</td><td>・ 10:30～17:30</td></tr><tr><td>・ 11:00～18:00</td><td>・ 11:30～18:30</td><td>・ 11:40～18:40</td></tr><tr><td>・ 12:00～19:00</td><td>・ 12:10～19:10</td><td></td></tr></table>	・ 6:50～13:50	・ 7:00～14:00	・ 7:20～14:20	・ 7:30～14:30	・ 7:45～14:45	・ 8:00～15:00	・ 8:30～15:30	・ 9:00～16:00	・ 10:30～17:30	・ 11:00～18:00	・ 11:30～18:30	・ 11:40～18:40	・ 12:00～19:00	・ 12:10～19:10	
・ 6:50～13:50	・ 7:00～14:00	・ 7:20～14:20														
・ 7:30～14:30	・ 7:45～14:45	・ 8:00～15:00														
・ 8:30～15:30	・ 9:00～16:00	・ 10:30～17:30														
・ 11:00～18:00	・ 11:30～18:30	・ 11:40～18:40														
・ 12:00～19:00	・ 12:10～19:10															
休暇	一定の要件を満たす場合に年次休暇等を付与 ※横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり															
報酬等	(1) 月額 220,300 円（制度改正等により金額は変更する可能性があります。） (2) 通勤費用（実費相当額）支給 (3) 横浜市基準に従い期末・勤勉手当を支給します。 ※その他の条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。															

社会保険	健康保険(横浜市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険に加入
申込期限	令和8年2月9日(月)必着
申込時 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員申込書【所定の様式】 ・保育士証の写し ・履歴書【所定の様式】 <p>※【所定の様式】は、ホームページからデータをダウンロードしてください。 横浜市栄区こども家庭支援課(本庁舎2階26番窓口)で入手することも可能です。</p> <p>※令和8年3月までに保育士登録見込みの方については、登録後に保育士証の写しを提出してください。なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用できません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。</p> <p>※収集した個人情報は、採用選考においてのみ使用します。</p> <p>※申込書類は返却しません。</p> <p>※複数の職種及び保育園を希望する際には、職種及び保育園ごとに申込時必要書類を準備してください。</p>
提出方法	<p>申込時必要書類を原則郵送で提出してください。</p> <p>※簡易書留をご利用ください。</p> <p>※直接持参する場合は、月曜日から金曜日までの9:00から17:00まで(祝日を除く)の間に、横浜市栄区こども家庭支援課(本庁舎2階26番窓口)に提出してください。</p> <p>※横浜市電子申請・届出システムで提出することもできます。</p> <p>https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0d45a1e-e-fbc0-4310-b36c-c6b4c6d690aa/start</p> 
提出先	〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19 横浜市栄区こども家庭支援課 市立保育所会計年度任用職員採用担当
選考方法	<p>選考は、面接により行います。</p> <p>(1) 面接 令和8年2月27日(金)に実施の予定です。 時間等詳細は、応募者全員に文書で通知します。</p> <p>(2) 選考結果通知 令和8年3月中旬以降発送予定 選考の結果は、合否に関わらず、受験者全員に文書で通知します。</p>
その他	<p>※合格者には、雇入時に健康診断を受診していただきます。</p> <p>※本件は、令和8年度横浜市予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。 議決されないときは、採用は成立しません。</p> <p>※任用にあたっては、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者(児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等)への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。</p>
問合せ先	横浜市栄区こども家庭支援課 市立保育所会計年度任用職員採用担当 電話:045-894-8410